平成２１年（フ）第５７２号
高知市六泉寺町22番地　市住76号
債務者　松岡　栄治
1　決定年月日時　平成21年８月５日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月５日まで
高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第５９６号
高知市長浜745番地２
債務者　宗円　明夫
1　決定年月日時　平成21年８月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月５日まで
高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第６０号
高知県須崎市浦ノ内灰方359番地
債務者　野村冨美子
1　決定年月日時　平成21年８月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月５日まで
高知地方裁判所須崎支部

平成２１年（フ）第６１号
高知県須崎市浦ノ内灰方359番地
債務者　野村　貴志
1　決定年月日時　平成21年８月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月５日まで
高知地方裁判所須崎支部

平成２１年（フ）第４３号
高知県安芸市東浜144番地36
債務者　公文　智洋
1　決定年月日時　平成21年８月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月５日まで
高知地方裁判所安芸支部破産係

平成２１年（フ）第４５号
高知県室戸市吉良川町乙5429番地８
債務者　淺津　啓介
1　決定年月日時　平成21年８月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月５日まで
高知地方裁判所安芸支部破産係

平成２１年（フ）第４９号
高知県室戸市室津2178番地２
債務者　伊波千代子
1　決定年月日時　平成21年８月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月５日まで
高知地方裁判所安芸支部破産係

平成２１年（フ）第５０号
高知県安芸市井ノ口乙2583番地
債務者　小松　静恵
1　決定年月日時　平成21年８月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月５日まで
高知地方裁判所安芸支部破産係

平成２１年（フ）第６５号
福岡県大川市大字三丸364番地３
債務者　平井知恵子
1　決定年月日時　平成21年８月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月５日まで
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２１年（フ）第１６１号
宮崎県都城市安久町2577番地７
債務者　米丸　育雄
1　決定年月日時　平成21年８月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月５日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２１年（フ）第９９号
鹿児島県奄美市住用町大字神屋347番地１
債務者　潤井　雅教
1　決定年月日時　平成21年８月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月５日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２１年（フ）第１００号
鹿児島県奄美市住用町大字神屋347番地１
債務者　潤井多香子
1　決定年月日時　平成21年８月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月５日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２１年（フ）第１０７号
鹿児島県奄美市名瀬佐大熊町20番９―35号
債務者　山方　敏裕
1　決定年月日時　平成21年８月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月５日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２１年（フ）第１０８号
鹿児島県奄美市名瀬幸町４番１号　染川ビル401号
債務者　**牟**神　惠子
1　決定年月日時　平成21年８月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月５日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２１年（フ）第１１０号
鹿児島県奄美市名瀬朝仁新町35番地12
債務者　ＶＩＣＫ　ＳＥＡＮ　ＹＵＪＩ
1　決定年月日時　平成21年８月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月５日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２１年（フ）第１５号
沖縄県石垣市字真栄里97番地の４　コンフォート真栄里603号室
債務者　丸山　康治
1　決定年月日時　平成21年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月５日まで
那覇地方裁判所石垣支部

平成２１年（フ）第２６２号
長野市神明128番地カーム広徳101、住民票上の住所長野県松本市並柳４丁目５番Ａ５―11号
債務者　新原　宏昭
1　決定年月日時　平成21年８月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月６日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第１３５号
長野県埴科郡坂城町大字網掛877番地３　グランドリジュールＡ102、前住所長野県埴科郡坂城町大字網掛900番地117
債務者　酒井　健一
1　決定年月日時　平成21年８月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月６日まで
長野地方裁判所上田支部